沖労発基 1006 第１号
令和８年 10 月９日

内閣府沖縄総合事務局長　殿

沖縄労働局長

令和８年度沖縄県最低賃金の改正に向けた取組について（協力要請）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和８年度沖縄県最低賃金の改正につきましては、別添のとおり、令和８年９月３日付け沖地最審第５号「沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）」（以下「答申文」という。）をもって、沖縄地方最低賃金審議会会長から時間額 1,023 円を 63 円引上げ 1,086 円とする旨の答申があったところであり、令和８年 12 月２日から発効される予定であります。

最低賃金制度は、労働者の最低労働条件を担保するセーフティネットの機能を有しており、改正にあたっては、公労使委員からなる沖縄地方最低賃金審議会において、地域の実情等を踏まえ、政府方針にも配慮しつつ審議が行われ、本年度の答申文には、政府等に対する公労使委員全会一致の付帯決議も付された内容となっております。

つきましては、答申文の内容を踏まえ、令和８年度沖縄県最低賃金額の改正に向けて、下記の取組について、御協力を賜りますよう特段の配慮をお願い申し上げます。

記

１　国は、価格転嫁対策について「取引適正化に向けた５つの取組」（令和４年２月、中小企業庁）に基づく、労務費等を適切に転嫁できる取組の更なる実効性強化を図ることと併せて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和８年１月１日改正）」を改めて周知すること。

また、価格転嫁対策を事業者間取引の分野だけでなく、対消費者分野においても徹底するため、最終消費者である国民に広く価格転嫁への理解を求めるなど、賃上げ原資の確保につなげる取組みを継続的に実施し、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備を行うこと。

２　最低賃金の引上げの影響を大きく受ける業種の生産性向上支援など、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５カ年計画」に基づき、実効性のある施策を実施すること。

3　公契約については、最低賃金改定後の労務費上昇分を反映した契約の時期が、新年度の予算措置後の翌年４月になるなどの事例報告があったところである。

　このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが 63 円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応し、これを徹底することを改めて求める。

＜担当＞
沖縄労働局労働基準部賃金室　崎原、綿島
電話：098-868-3421

別添

写

沖地最審第５号
令和８年９月３日

沖縄労働局長
　　宮本　淳子　殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長　上江洲　純子

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和８年７月１日付け沖労発基 0701 第１号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙１のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年８月６日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙２のとおり令和６年 10 月９日発効の沖縄県最低賃金（時間額 952 円）は令和６年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会として、政府等に対し別添のとおり付帯決議するので、格別の対応を強く要望する。

（別紙１）

# 沖縄県最低賃金

１　適用する地域

沖縄県の区域

２　適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

３　適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

４　前号の労働者に係る最低賃金額

１時間 1,086 円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

６　効力発生の日

令和８年 12 月２日

（別紙２）

# 沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

１　地域別最低賃金

（１）件　　名　　沖縄県最低賃金

（２）最低賃金額　　時間額　952 円

（３）発　効　日　　令和６年 10 月９日

２　生活保護水準

（１）比較対象者

18～19 歳・単身世帯者

（２）対象年度

令和６年度

（３）生活保護水準（令和６年度）

生活扶助基準(第１類費＋第２類費＋期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（95,872 円)。

３　生活保護に係る施策との整合性について

上記１の（２）に掲げる金額の１箇月換算額（注）と上記２の（３）に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）１箇月換算額

952 円（沖縄県最低賃金）×173.8（１箇月平均法定労働時間数）×0.824（可処分所得の総所得に対する比率（※））＝136,337 円

（※）令和８年７月 10 日、中央最低賃金審議会の「令和８年度第２回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

（１）　目安の提示について

中央最低賃金審議会が引上げ額の目安を提示するに当たっては、ランク毎の明確な根拠・具体的なデータに基づく納得感のある提示を行うことを引き続き強く求める。

（２）　最低賃金の発効日について

最低賃金発効までのプロセスについては、現状では、①結審から発効日までに価格転嫁や、賃金改定などの諸手続きのための十分かつ必要な準備期間を確保する必要があること、②公契約について、最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年４月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、③社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題、④最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時の計画の策定等に相当な期間を要し、助成金の支給までの期間が長期化することなど、中小企業・小規模事業者にとって多くの課題が顕在化している。

このため、使用者側からは、最低賃金引上げの原資の確保に向けての各企業の十分な準備期間を確保するため、最低賃金の発効日を、１月以降の指定日発効とすることを強く要望するとの意見が示された。

一方、労働者側からは、労使交渉による賃上げの手段をもたない未組織労働者をはじめとする社会の隅々に、春闘等における賃上げ結果を速やかに波及させるため、10 月の早い段階で発効すべきとの意見が示された。

また、発効時期については事業者の置かれている状況や業種、契約形態等によって事情が異なり、様々な考えがある。

これら発効日に関する労使双方の意見は昨年も示されており、それを踏まえ、当審議会は、昨年、国及び中央最低賃金審議会に対し、指定日発効のあり方について、地方最低賃金審議会に議論を委ねるのではなく、発効日を定めた法 14 条２項の趣旨及び解釈指針を明確に示し、必要に応じて法改正も視野に入れた検討を直ちに行うべきことを強く要望したところである。

しかしながら、国及び中央最低賃金審議会は、解釈指針等を何ら示すことなく、「令和７年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和８年６月 23 日付け）において、「発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること」と述べるにとどまり、今年度もまた地方最低賃金審議会に議論を委ねている。

そこで、当審議会は、改めて、国及び中央最低賃金審議会に対し、発効日について地方最低賃金審議会に議論を委ねるのではなく、発効日を定めた法 14

条２項の趣旨及び解釈指針を明確に示し、必要に応じて法改正も視野に入れた検討を直ちに行うべきことを強く要望するものである。

（３） 価格転嫁対策について

国に対し、価格転嫁対策について「取引適正化に向けた５つの取組」（令和４年２月、中小企業庁）に基づく、労務費等を適切に転嫁できる取組の更なる実効性強化を図ることと併せて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和８年１月１日改正)」を改めて周知することを求める。

また、価格転嫁対策を事業者間取引の分野だけでなく、対消費者分野においても徹底するため、最終消費者である国民に広く価格転嫁への理解を求めるなど、賃上げ原資の確保につなげる取組みを継続的に実施し、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備を行うよう引き続き要望する。

（４） 業務改善助成金の活用等について

国に対し、最低賃金の引上げの影響を大きく受ける業種の生産性向上支援など、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５カ年計画」に基づき、実効性のある施策を実施するよう要望するとともに、県に対し、最低賃金引上げにかかる中小企業事業者への実効性のある支援策の実施を求める。

また、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、当該助成金の活用を希望する事業者の利便等を考慮し、申請期間及び賃金引上げの対象期間の見直しを行うとともに、手続きの簡素化等により助成金の支給までの期間の短縮に努めるよう要望する。

特に、令和８年度の業務改善助成金については、発効日の前日（12 月１日）までの引上げが対象となっているところ、国においては最低賃金の引き上げを政策目標とする以上、次年度以降は引上げ対象期間をより柔軟に広く設定すべきである。

（５） 公契約に係る改善要望について

公契約について、今年も参考人招致等において、最低賃金改定後の労務費上昇分を反映した契約の時期が、新年度の予算措置後の翌年４月になるなどの事例報告があったところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが６３円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応し、これを徹底することを改めて求める。